

東京ビル再整備事業 提出書類に関する質問への回答 (2022.01.05時点)

No.	提出書類	質 問	回 答
1	提出書類	資格審査の確認に関する提出書類の「写し」については、「副本」ではなく「写し」となっているため、押印も含めて全てコピーで良いでしょうか。	「写し」についても、「副本」についても、押印部分も含めて「正本」のコピーで構いません。
2	様式2-2 参加資格確認申請書	代表事業者印は部長印でもよろしいのでしょうか。	押印欄は、代表者印を押印してください。代理人を定める場合は、委任状（任意の様式に、委任者、受任者、委任事項等を明確に記載。）を提出してください。
3	様式2-4 委任状（各構成員の代表者から代表事業者の代表者への委任状）	様式集では、2社の構成員が連名で代表事業者に委任する例が示されています。 これを、連名ではなく、構成員1社が各々代表事業者に委任する形にしてもよろしいでしょうか。（構成員の数だけ委任状を作成する）	様式2-4については、構成員毎に作成いただいて構いません。
4	様式2-5-1 解体事業者の参加資格要件に関する書類	様式2-5-1に「解体事業者が複数の場合は・・・」とあります。既存施設の解体に係る契約書に「受注者が共同企業体を結成している場合には」とあります。 上記の記載内容より、解体工事を共同企業体で施工できると考えてよいでしょうか。解体工事は甲型又は乙型のいずれも可能と考えてよいでしょうか。解体工事を2つに分けて（例、地上部と地下部）契約することも可能と考えてよいでしょうか。	本事業においては、共同企業体の審査・認定は行わないため、解体事業者が共同企業体であることは想定されません。共同企業体を結成していなくとも、募集要項に記載の要件を満たす複数の解体事業者により解体業務を行うことは可能です。 要件を満たす複数の解体事業者で解体業務を行う場合に、どのような形で役割分担するかということについては、解体事業者間で決めていただいて構いませんが、「既存施設の解体に係る契約」は、既存施設の解体業務の他、解体に係る設計業務と解体に係る工事監理業務（それぞれの業務を行う事業者は、設計事業者や工事監理事業者に必要な要件をそれぞれ満たすことが必要です。）も含めて1つの契約となり、窓口となる構成員を構成員間で決めていただく必要があります。 なお、複数の解体事業者により既存施設の解体業務を行う場合は、様式2-5-1については、注記のとおり、企業毎に作成し、枝番を付加してください。また、「本事業における担当内容」の欄において、それぞれの事業者の役割を記述してください。

東京ビル再整備事業 提出書類に関する質問への回答 (2022.01.05時点)

5	<p>様式2-5-1 解体事業者の参加資格要件に関する書類 様式2-5-2 設計事業者の参加資格要件に関する書類 様式2-5-3 建設事業者の参加資格要件に関する書類 様式2-5-4 工事監理事業者の参加資格要件に関する書類 様式2-5-5 維持管理事業者の参加資格要件に関する書類 様式2-5-6 民間施設等マネジメント事業者の参加資格要件に関する書類 様式2-5-7 その他の応募者の参加資格要件に関する書類</p>	<p>今回、東京ビル再整備募集要項に関する質問への回答(第1回) No.23において、共同企業体としての参加を希望する場合は、共同企業体としてこれらの入札参加資格の認定を受けていることが必要とあることから、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を本事業の入札参加申請に添付して、様式2-3及び様式2-4は各構成員が記載することでよろしいでしょうか。 また、様式2-5-3-●は、共同企業体ではなく、注2のとおり、企業毎に本様式及び添付書類をまとめ作成し、様式番号に枝番を付加することでよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業においては、共同企業体の審査・認定は行いません。共同企業体を結成していなくとも、募集要項に記載の要件を満たす複数の事業者(構成員)により各業務を行うことは可能です。 なお、複数の事業者により各業務を行う場合は、様式2-5-1から様式2-5-7については、注記のとおり、企業毎に作成し、枝番を付加してください。また、「本事業における担当内容」の欄において、それぞれの事業者(構成員)の役割を記述してください。</p>
6	<p>様式2-6-1 暴力団対策に係る誓約書</p>	<p>文書冒頭に「令和3年10月●日付けで公募された…」とありますが、何日付けで記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>公募開始日は、「令和3年10月26日」です。</p>
7	<p>様式2-6-1 暴力団対策に係る誓約書</p>	<p>「当社(私)」という表現がありますが、企業の場合「当社」のみに変更しても良いでしょうか。</p>	<p>暴力団対策に係る誓約書について、企業の場合には、「当社(私)」を「当社」に変更していただいて構いません。</p>
8	<p>添付書類2-1 会社概要書 添付書類2-2 決算報告書(直近3年分) 添付書類2-3 商業登記簿謄本(現在事項証明書) 添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書(直近1年分)</p>	<p>資格審査の確認に関する提出書類の添付書類2-4は、代表事業者のみの提出でよろしいでしょうか。 また、ほかにも代表事業者のみの提出で足りる添付書類がございましたら御教示いただけますと幸いです。</p>	<p>資格審査の確認に関する提出書類の添付書類(2-1から2-4まで)については、いずれも、全ての構成員につき提出いただく必要があります。</p>
9	<p>添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書(直近1年分)</p>	<p>国税を滞納していないことの証明は、法人税、消費税の未納がないことが確認できる書類を提出すればよい、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>全ての国税について、直近1年間の未納の税額がないことの証明が必要です。税務署が発行する「納税証明書(その3)」を提出してください。</p>

東京ビル再整備事業 提出書類に関する質問への回答 (2022.01.05時点)

10	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書 (直近1年分)	地方税を滞納していないことの証明は、①道府県に対し、地方消費税、法人道府県民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の未納がないこと、②市町村に対し、法人市町村民税の未納がないこと、を示す納税証明書を提出すればよい、という理解でよろしいでしょうか。	主たる事業所を所管する都道府県及び市区町村に納付すべき全ての税について、直近1年間の未納がないことが確認できる証明書(それらの地方公共団体の税務担当部署が交付したもの)を提出してください。 また、主たる事業所は宮崎県外にあり、その他の事業所等を宮崎県内に置いている場合は、宮崎県に納付すべき全ての税について、直近1年間の未納がないことが確認できる証明書(宮崎県の各県税・総務事務所が交付したもの)をあわせて提出してください。
11	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書 (直近1年分)	地方税を滞納していないことを示す納税証明書については、参加資格申請書類に記載の事業所所在地(本社を記載した事業者は本社所在地、社長から支店長等への委任により支店等を記載した事業者は支店所在地)における地方自治体が発行する証明書の提出で足りる、という理解でよろしいでしょうか。	なお、主たる事業所を所管する地方自治体が、「未納がないことの証明」を発行していない場合は、直近1年間の当該地方自治体に納付すべき全ての税について未納額が0円であることが確認できる納税証明書を提出してください。
12	添付書類2-4 国税及び地方税を滞納していないことの証明書 (直近1年分)	東京都については、法人事業税及び法人住民税について、直近1年間の納付すべき額、納付した額及び未納額が記載された納税証明書を提出すればよい、という理解でよろしいでしょうか。	